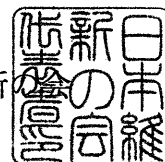


平成 29 年 2 月 20 日

天皇陛下の譲位に関する我が党の考え方について

日本維新



- ①．皇室典範に根拠を設け、一代限りの譲位を可能とする特例法を制定する。
- ②．皇室に係るその他の諸課題について議論する場を早急に国会に設置する。

① 「皇室典範に根拠を設け、一代限りの譲位を可能とする特例法を制定する」について

超高齢化社会を迎え、現行の憲法や皇室典範の制定時に想定しえなかった問題が生じている。今後、天皇陛下も皇嗣も高齢のままという不安定な状態が生じうることに鑑み、崩御の場合以外にも皇位継承が可能な制度とすべきである。昨年 8 月の今上陛下のお気持ち表明を受けた国民の総意に基づいて、象徴天皇制度の継続と安定を図るために、合理的な立法を早急に行う必要がある。

今後のあらゆる状況を予想した恒久的な譲位要件を定めることは困難であり、その時々々の状況を反映できる法形式が望ましい。また、天皇が日本国民統合の象徴であることから、国民の意思を反映できるようにすべきである。このため、憲法の規定に則り、皇室典範に根拠を設けたうえで、今上陛下の譲位を可能とする特別法を定めるべきである。

憲法 2 条には、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」とあるので、皇室典範に根拠をおくことで憲法違反の疑いのない制度とすべきである。

② 「皇室に係るその他の諸課題について議論する場を早急に国会に設置する」について

今回、立法不作為による課題の存在が明らかになったことに鑑み、皇室に係るその他の諸課題についても、議論していく場が必要不可欠であると考えます。よって、上記法改正を機に、国会において、関連の諸課題を議論する特別委員会等を設置する。